

議案第34号

大阪市火災予防条例の一部を改正する条例案

大阪市火災予防条例（昭和37年大阪市条例第14号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
<p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第39条 次に掲げる防火対象物には、屋内消火栓設備を設けなければならない。</p> <p>(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）のうち、同表(13)項に掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であるものを除く。）で、延べ面積が、<u>特定主要構造部（建築基準法第2条第9号の2イに規定する特定主要構造部をいう。以下同じ。）</u>を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、<u>特定主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は<u>同条第9号の3イ</u>若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火</p>	<p>(屋内消火栓設備に関する基準)</p> <p>第39条 [同左]</p> <p>(1) 令別表第1(16)項に掲げる防火対象物（小規模特定用途複合防火対象物（規則第13条第1項第2号に規定する小規模特定用途複合防火対象物をいう。以下同じ。）のうち、同表(13)項に掲げる用途に供する部分の床面積が当該防火対象物の延べ面積の10分の9以上であるものを除く。）で、延べ面積が、<u>主要構造部</u>を耐火構造とし、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては3,000平方メートル以上、<u>主要構造部</u>を耐火構造としたその他の防火対象物又は<u>建築基準法第2条第9号の3イ</u>若しくは口のいずれかに該当し、かつ、壁及び天井（天井のない場合にあつては、はり及び屋根）の室内に面する部分の仕上げを難燃材料とした防火対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては</p>

<p>対象物にあつては2,000平方メートル以上、その他の防火対象物にあつては1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であるか、<u>若しくは主要構造部</u>（<u>建築基準法第2条第5号に規定する主要構造部をいう。</u>）が不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（<u>特定主要構造部</u>が耐火構造で、かつ、5階以上の階の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあつては、200平方メートル）以下のもの、又は<u>特定主要構造部</u>が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積が合計100平方メートル（当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあつては200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。）</p> <p>[2・3 略]</p>	<p>1,000平方メートル以上のもの</p> <p>(2) 令別表第1各項に掲げる防火対象物で、地階を除く階数が5以上のもの（<u>主要構造部</u>が耐火構造であるか、<u>若しくは</u>不燃材料で造られているもので、5階以上の階の部分の床面積の合計が100平方メートル（<u>主要構造部</u>が耐火構造で、かつ、5階以上の階の部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあつては、200平方メートル）以下のもの、又は<u>主要構造部</u>が耐火構造であるもので、5階以上の部分が床面積が合計100平方メートル（当該部分の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを準不燃材料でしたものにあつては200平方メートル）以内ごとに耐火構造の床若しくは壁又は防火戸で区画されているものを除く。）</p> <p>[2・3 同左]</p>
<p>備考 表中の[ ]の記載は注記である。</p>	

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

令和6年2月9日提出

大阪市長 横山英幸

説 明

屋内消火栓設備に関する基準を改めるため、条例の一部を改正する必要があるため、この案を提出する次第である。